

総社浄水場 夜間警備業務委託仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、総社浄水場夜間警備業務委託に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、警備対象施設において起こりうる火災・破壊・不良行為・事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本仕様書において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「警備員」とは、警備業務に従事する者をいう。
- (2) 「警備責任者」とは、本業務全般と統括する者をいう。本業務以外の事務と兼任することができる。
- (3) 「巡回」とは、定期又は臨時に施設の屋内外を巡回し、警備に当たることをいう。
- (4) 「装備品」とは、警備員が警備中に身につける無線機、警笛、懐中電灯等をいう。
- (5) 「護身用具」とは、警備業務において警備員の安全を確保するために身につける警棒、刺股等をいう。
- (6) 「ITVシステム」とは、監視カメラにより設置箇所の画像モニターに表示し、管理・記録するものをいう。
- (7) 「侵入検知センサー」とは、総社浄水場既設の機械警備用センサーをいう。
- (8) 「中央監視制御システム」とは、総社浄水場の運転を監視・制御するものをいう。

(警備方式)

第4条 本業務の警備方式は、常駐警備とする。

(警備責任者)

第5条 受託者は、契約締結時に警備責任者を選任し、委託者に届出、承諾を受けること。

また、変更する場合も同様とする。

- 2 警備責任者は施設警備業務検定 1 級または2級の資格を有する者とする。

(警備員の資格等)

第6条 警備員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 警備員は、警備業法上の要件を満たす者。
- (2) 配置する警備員は、原則として満 20 歳以上 65 歳未満であり、施設警備業務検定 2 級資格者、または業務の内容判断ができる技術力及び技能を有し、実務経験 3 年以上の者とする。
- (3) 配置する警備員については、あらかじめ警備員名、実務経験年数等を書面に記載し、担当者へ提出、承諾を得ること。
- (4) 警備員に不適格と認められる者があるときは、委託者はその理由を明示し、交代を求めることができる。
- (5) 警備員をやむを得ず交代させる場合には、あらかじめ委託者の了承を得た上で交代させるものとする。
- (6) 警備員を交代させる場合は、研修期間を設け、警備業務遂行に支障の無いように引継ぎをすること。

(服装等)

第7条 服装等については次のとおりとする。

- (1) 受託者は、警備員の作業規律、衛生、風紀に関し、一切の責任を負う者とする。
- (2) 警備員の服装は、安全かつ清潔な統一した制服でなければならない。
- (3) 勤務時間中は、名札を着用すること。
- (4) 警備員は、業務上必要な保護具を着用すること。巡回点検の際は、必ずヘルメットを着用し、懐中電灯、連絡用携帯電話(委託者貸与)を携行すること。
- (5) 護身用具を携帯する場合には、担当者との協議すること。

(鍵の管理)

第8条 鍵の貸与、管理は次のとおりとする。

- (1) 業務開始前に貸与する。翌朝業務終了時に返却すること。
- (2) 複製しないこと。
- (3) 厳重に保管すること。
万一、紛失した場合は、全関連施設の鍵を交換すること。

(法令等の遵守)

第9条

受託者は、本業務の遂行にあたり、水道法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守しなければならない。

(安全衛生管理)

第 11 条 受託者は、業務の遂行にあたり、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、必要な措置を講ずるなど、常に業務の安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めなければならない。

2 受託者は、労働災害並びに事故等の場合に備え、連絡体制を整え、常にこれに対処できるよう準備し、労務管理の一切の責任を負うものとする。万一、労働災害等が発生した場合は、直ちに委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、配置する警備員全員に水道法第21条及び水道法施行規則第16条に規定する健康診断を実施し、その結果を委託者に報告しなければならない。

第2章 警備業務

(勤務時間)

第 12 条 本業務の勤務時間は、次のとおりとする。

勤務時間:午後 5 時から翌日午前 8 時 30 分とする。〈警備責任時間帯〉

休憩時間は、労働基準法を遵守すること。

(業務委託期間)

第 13 条 本業務の委託期間は、次のとおりとする。

業務委託期間:平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(業務対象施設)

第 14 条 本業務の対象施設は、次のとおりとする。

施設名称:岡山県広域水道企業団 総社浄水場

所在地 :総社市井尻野 504-1

(勤務体制)

第 15 条 本業務の勤務体制は次のとおりとする。

- (1) 勤務時間中、警備員は常に浄水場内に 1 名以上配置しなければならない。
- (2) 受託者は、労働基準法に基づき、交代勤務に必要な警備員を配置すること。
- (3) 受託者は、配置する警備員に対し、本業務について必要な教育を行うこと。
- (4) 緊急連絡体制表を作成し、常に警備責任者と連絡が取れる体制を確立すること。

(業務内容)

第 16 条

1 警備・巡回業務

- (1) 各施設出入り口並びに正面玄関の施錠及び開錠を行うこと。
(施錠:午後6時 開錠:午前7時)
- (2) 巡回点検は計6回行き、警備報告書にその結果を記入すること。
(点検時刻: 午後6時、午後8時、午後10時、午前0時、午前3時、午前6時)
- (3) 巡回点検は、各施設の施錠確認、火災、不審者、不審物の有無を確認すること。
- (4) 不審者を発見した場合は、ITVシステムで録画すると同時に、速やかに場外に排除するか、関係機関へ通報すること。
- (5) 外来者の入場は、あらかじめ委託者の許可を受けた者のみとする。
それ以外の外来者は、速やかに委託者に連絡し、対応方法の指示を受けること。
- (6) 定時に侵入検知センサーを警戒状態とし、侵入検知センサー警報発生時には、侵入者の有無について確認すること。
- (7) 午前7時30分～午前8時30分、午後5時～午後6時には正門にて委託者及び関係業者の出入管理票に記録すること。
- (8) 原則として、委託者の出勤前に許可を受けた者以外を入場させてはならない。

2 監視・警報対応

- (1) 中央監視制御システムの警報発生時及び必要(重警報など)と判断した場合は、委託者が提示する緊急連絡体制表に従い、速やかに委託者に連絡すること。
- (2) 巡視点検の際、ポンプ等の機械類の異音・異臭や薬品タンク、配管からの漏液等の異常が認められた場合は、委託者が提示する緊急連絡体制表に従い、速やかに委託者に連絡すること。
- (3) 受水団体、関係機関、県民等からの連絡及び通報、漏水や事故、水質に係わる事などの通報を受信した場合は、内容と発信者等を確認及び記録し、直ちに委託者に連絡を行い、指示を受け対応すること。
- (4) 委託者が別途指示する場合は、その指示に従うこと。

3 異常時対応

受託者は、大規模な災害や重大な事故、故障、供給及び水質等に多大な影響を与える異常が発生した場合は、直ちに委託者に連絡し、委託者の指示を受け対応しなければならない。

- (1) 大規模な災害発生(地震、風水災害による施設等への被害、施設・近隣での火災発生等)
- (2) 油、毒物等の有害異物の流入(魚類監視装置、ろ過池等での魚類へい死)
- (3) 毒物等の投入、施設の破壊活動等のテロの発生又は予告

(4) その他の障害及び異常

(業務指示及び引継ぎ)

第 17 条 受託者は、午後 5 時に状況の報告、伝達及び指示事項に係る説明を委託者から受けること。また、翌朝午前 8 時 30 分に委託者に日報等を提出し、状況等を説明すること。状況により必要な場合は、現場にて補足説明を行うこと。

(事務室等の使用)

第 18 条 受託者は、総社浄水場内の監視室、警備員室及びこれらの附属施設について、業務時間内に使用することができる。万一、汚損又は破損したときは、その損害を補償しなければならない。

- 2 受託者は、自火報設備の確認及び FAX 受信等の定められた業務以外には総社浄水場内の事務室に立ち入ってはならない。
- 3 受託者は、総社浄水場及び場外施設の情報を持ち出したり外部からアクセスしてはならない。

(支給品)

第 19 条 委託者は、次のとおり供与、支給する。

- (1) 監視室、警備員室等の業務従事者が使用する電気、ガス及び水道水
- (2) 委託者が貸与する携帯電話の通信費
- (3) その他業務に必要な物品で委託者が認めるもの

(貸与品)

第 20 条 委託者は、勤務時間中の連絡手段として、携帯電話を貸与する。勤務終了後、委託者に返却すること。

(経費負担)

第 21 条 受託者は、総社浄水場における本業務に必要な経費のうち、次に掲げるものは負担しなければならない。

- (1) 業務に使用する車両に係るもの
- (2) 作業服、安全用具、寝具その他業務従事者に係るもの
- (3) 事務用品及び日用品
- (4) 貸与した携帯電話以外の通信費使用
- (5) その他委託者の負担外の経費

(提出書類)

第 22 条 受託者は、下記の書類を契約締結時に提出し、承認を受けること。

- (1) 警備責任者選任届
- (2) 警備員名簿
- (3) 警備計画書
 - (a) 業務全般に関すること(業務方針並びに業務の概要)
 - (b) 現場組織に関すること。(現場組織表、緊急連絡体制表)
 - (c) 業務工程に関すること。(業務計画(業務時間割を含む))
 - (d) 安全衛生管理に関すること。(安全衛生管理対策)
 - (e) 各種報告書の様式
 - (f) その他必要事項
- (4) 健康診断書(水道法第21条及び水道法施行規則第16条に規定する健康診断)
業務開始 5 日前までに提出。以後 6 か月に 1 回提出すること。

2 受託者は、下記の書類を毎月(月末)提出すること。

- (1) 業務委託実施予定表(翌月分)
- (2) 業務委託実績報告書(当月分)
- (3) 入出管理票(当月分)
- (4) 完了届(当月分)
- (5) 請求書(当月分)

3 受託者は、下記の書類を毎日(業務終了後)提出すること。

- (1) 警備報告書
- (2) その他必要報告書

(支払方法)

第 23 条 業務委託料の支払いは、業務委託実績報告書及び警備報告書によって当月業務委託の部分完了を確認後、支払うものとする。(月払い)

(業務委託の引継)

第 24 条 受託者は、業務の連続的な遂行に支障を来さないよう、受託者の責任と負担をもって前年度の受託者より引き継ぎを行うこと。

2 同様に受託者は、次年度の受託者に対し業務に支障を来さないよう誠意をもって委託業務の引継を行うこと。

(損害補償)

第 25 条 受託者の責任とみなされる原因によって、事故が生じた場合(情報漏洩、毀損、変質、性能低下、第三者に対し損害を与える等)、企業団が指定した期間に補償、取替え、その他必要な措置を講じること。

(雑則)

第 26 条 受託者は、委託者の所有物を許可なく場外に持ち出したり、又は業務に必要なものを持ち込むことはできない。

2 受託者は、届出・承認された業務計画書について履行しなければならない。

(疑義)

第 27 条 この仕様書に定める事項や業務に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して決定すること。

総社浄水場 夜間管理日誌(警備用)

監視・警報対応記録表

2017/2/22

平成 29 年 月 日 () 曜日 天候															記録者:															検印	所長		班長		班		警備担当	
計器 時間	常用受電 ⁽⁰⁰³⁾				取水ポンプ ⁽⁰⁰⁴⁾					送水ポンプ ⁽⁰⁰⁷⁾						場内水位(m) ⁽⁰⁰¹⁾		場内流量(m ³ /h)										場内次亜塩 ⁽⁰⁰⁶⁾										
					No.1		No.2		NO.3	1系			2系			取水ポンプ井	着水井	浄水池(平均) ⁽⁰⁰⁴⁾	取水(PV) ⁽⁰⁰⁴⁾	ろ過水(PV) ⁽⁰⁰⁵⁾								送水流量 ⁽⁰⁰⁷⁾		次亜塩注入率(PV)	総注入流量	回転数						
	電圧	電流	電力	力率	電流	回転数	電流	回転数	電流	No.1	No.2	No.3	No.1	No.2	No.3					ろ過池				総ろ過流量	1系	2系	mg/l	l/h	% ^{rpm}									
					A	rpm	A	rpm	A	電流 (A)										No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8		1系	2系								
20:00																																						
22:00																																						
23:00																																						
1:00																																						
6:00																																						

計器 時間	水質分析 (場内)											
	原水(着水) ⁽⁰⁰⁴⁾				緩速ろ過池			塩注井	浄水池 ⁽⁰⁰⁷⁾			
	濁度	PH	水温	外気温	濁度 ⁽⁰⁰⁵⁾			残塩 ⁽⁰⁰⁶⁾	色度	濁度	残塩	水温
					No.1	No.2	No.3					
mg/l				mg/l			mg/l	mg/l				
°C				mg/l			mg/l	°C				
基準値	10以下	5.8~8.6	10~25	7.0~32.0	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.5以上	5.0以下	0.1以下	0.5以上	10~25
20:00												
22:00												
23:00												
1:00												
6:00												
備考	(注1)トレンドグラフの取水設備(005~006)及び場外残塩濃度(023~024)は、毎回必ず確認すること。 (注2) 山手および総社第2は、残塩値0.3以下1.1以上で要連絡のこと。											
※()内の数字はページを示す。基準値の記載がない項目は前日の値又はSV値で判定する。												

計器 時間	水質監視 (場外)													
	山手 ⁽⁰¹³⁾			賀陽1 ⁽⁰¹⁶⁾	吉備中央 ⁽⁰²⁰⁾	高梁 ⁽⁰¹⁹⁾			賀陽2 ⁽⁰¹⁷⁾	賀陽3 ⁽⁰¹⁸⁾	有漢 ⁽⁰¹⁹⁾	北房 ⁽⁰²⁰⁾		
	色度	濁度	残塩	残塩	残塩	色度	濁度	残塩	残塩	残塩	残塩	色度	濁度	残塩
基準値	5.0以下	0.1以下	0.3~0.5	0.6~0.7	5.0以下	0.1以下	0.5~0.7	0.5~0.7	0.5~0.7	5.0以下	0.1以下	0.4~0.6		
20:00														
22:00														
23:00														
1:00														
6:00														
計器	総社2 ⁽⁰²³⁾			総社3 ⁽⁰²³⁾	真備1 ⁽⁰²⁵⁾	真備2 ⁽⁰²⁵⁾			美星 ⁽⁰²⁸⁾			成羽 ⁽⁰²⁸⁾		
時間	色度	濁度	残塩	残塩	残塩	色度	濁度	残塩	色度	濁度	残塩	色度	濁度	残塩
基準値	5.0以下	0.1以下	0.4~0.6	0.4~0.6	5.0以下	0.1以下	0.4~0.6	0.5~0.7	5.0以下	0.1以下	0.6~0.7	5.0以下	0.1以下	0.5~0.7
20:00														
22:00														
23:00														
1:00														
6:00														

発生日時	警報表示内容				連絡先(氏名)		備考
	設備区分1	設備区分2	信号名称	動作現象	浄水課	その他	

確認者		所長	補佐	担当

警備報告書

日時	自 平成 年 月 日 : 至 平成 年 月 日 :	警備員氏名
----	------------------------------	-------

巡回点検		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
開始時間		:	:	:	:	:	:
管理棟	施錠						
	不審者						
	火気						
送水P棟	施錠						
	不審者						
	火気						
ろ過池	施錠						
	不審者						
	火気						
倉庫	施錠						
	不審者						
	火気						
外周	施錠						
	不審者						
	火気						
終了時間		:	:	:	:	:	:
点検結果							

【特記事項】

総社浄水場位置図

